



# 鳥取県公報

平成14年12月13日(金)

号外第165号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例(66)(県民生活課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、多数の犬又は猫を飼育する行為について必要な規制を行い、もって県民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この条例において「多頭飼育」とは、犬又は猫を飼育する行為のうち、飼育する犬の数若しくは猫の数又はこれらの数を合算した数(生後91日未満の犬及び猫の数を除く。)が10以上であるものをいうこととした。

3 規制地域の指定(第3条関係)

(1) 知事は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、規制地域として指定することができることとした。

(2) 知事は、(1)により規制地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならないこととした。

(3) 市町村長は、知事に対し、(1)による規制地域の指定について申し出ることができることとした。

(4) (2)及び(3)は、(1)により指定された規制地域の変更又は廃止についても同様とすることとした。

4 多頭飼育の禁止(第4条関係)

何人も、3(1)により指定された規制地域内においては、多頭飼育を行ってはならないこととした。

5 経過措置(第5条関係)

一の地域が3(1)により規制地域に指定された際現にその規制地域内において多頭飼育を行っている者については、当該指定の日から60日間は、多頭飼育を行うことができることとした。

6 罰則(第6条関係)

4に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。

7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

---

## 条 例

---

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例をここに公布する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第66号

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、多数の犬又は猫を飼育する行為について必要な規制を行い、もって県民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「多頭飼育」とは、犬又は猫を飼育する行為のうち、飼育する犬の数若しくは猫の数又はこれらの数を合算した数(生後91日未満の犬及び猫の数を除く。)が10以上であるものをいう。

(規制地域の指定)

第3条 知事は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、規制地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により規制地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 市町村長は、知事に対し、第1項の規定による規制地域の指定について申し出ることができる。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定された規制地域の変更又は廃止について準用する。

(多頭飼育の禁止)

第4条 何人も、前条第1項の規定により指定された規制地域内においては、多頭飼育を行ってはならない。

(経過措置)

第5条 一の地域が第3条第1項の規定により規制地域に指定された際現にその規制地域内において多頭飼育を行っている者については、当該指定の日から60日間は、前条の規定を適用しない。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。